

議案第 126 号

伊賀市議会議員及び伊賀市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について

伊賀市議会議員及び伊賀市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を次のとおり改正しようとする。

平成 30 年 11 月 29 日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

伊賀市議会議員及び伊賀市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

伊賀市議会議員及び伊賀市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成 16 年伊賀市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 141 条第 8 項」の次に「、第 142 条第 11 項」を、「使用」の次に「並びに法第 142 条第 1 項第 6 号のビラ（以下「ビラ」という。）」を加える。

第 2 条中「第 8 項の」の次に「規定による」を加える。

第 9 条を第 12 条とする。

第 8 条中「ポスターの作成を業とする者」を「ポスター作成事業者」に、「第 6 条後段」を「第 9 条後段」に改め、同条を第 11 条とする。

第 7 条中「業とする者」の次に「（以下「ポスター作成事業者」という。）」を加え、同条を第 10 条とする。

第 6 条中「第 8 条」を「第 11 条」に改め、同条を第 9 条とし、第 5 条の次に次の 3 条を加える。

（ビラの作成の公費負担）

第 6 条 候補者は、第 8 条に定める額の範囲内で、ビラを無料で作成できる。この場合においては、第 2 条ただし書の規定を準用する。

(ビラの作成の契約締結の届出)

第7条 前条の規定の適用を受けようとする者は、ビラの作成を業とする者（以下「ビラ作成事業者」という。）との間においてビラの作成に関し有償契約を締結し、委員会が定めるところにより、その旨を委員会に届け出なければならない。

(ビラの作成の公費負担額及び支払手続)

第8条 伊賀市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき、当該契約の相手方であるビラ作成事業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が7円51銭を超える場合には、7円51銭）に当該ビラの作成枚数（当該候補者を通じて、選挙の区分に応じ法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラ作成事業者からの請求に基づき、当該ビラ作成事業者に対し支払う。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年3月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の伊賀市議会議員及び伊賀市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、この条例の施行の日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

(伊賀市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の廃止)

- 3 伊賀市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例(平成19年伊賀市条例第26号)は、廃止する。